

港湾運送事業者に対する行政指導について

四国運輸局

以下の港湾運送事業者に対し、港湾運送事業法の規定に違反する事実が認められたので、行政指導を行った。

事業者					違反事項		行政指導事項	
港湾名	事業者名	住所	業種	事業の種類 (事業の内容)	違反概要	該当条項	行政指導	行政指導年月日
松山港	日進海運株式会社	愛媛県松山市西垣生町 1848-11	港湾運送事業	港湾荷役事業	事業計画に定める業務の確保違反	港湾運送事業法 第17条の2第1 項	文書警告	令和6年2月13日
高知港	協和運輸株式会社	高知県高知市棧橋通5-3-8	港湾運送事業	港湾荷役事業	料金の届出違反	港湾運送事業法 第9条第1項	文書警告	令和6年2月13日